

取引時確認とは何？

1 なぜ取引時確認が必要なの？



取 引時確認とは、①預金口座の開設等の新規取引時、②200万円超の現金・練引きなし持参人払式小切手の受払時、③10万円超の現金振込・預金小切手発行時、④融資ほか与信取引時等を行う照会対応をいいます。



個人のお客様には、⑦氏名・住所・生年月日、⑧取引目的、⑨職業を照会します。また、法人のお客様には、⑩法人の名称・本店または主たる事務所所在地、⑪取引目的、⑫事業内容、⑬（株式会社）議決権保有比率が25%超の者の有無および該当者の氏名・住所・生年月日、⑭来店者（取引の任にあたる者）の氏名・住所・生年月日、⑮来店者が手続きを希望する理由

顔写真のない

2 本人確認書類が提示されたらどうする？



を照会します。このうち氏名・住所・生年月日、法人の名称・本店または主たる事務所在地、事業内容等は、本人確認書類の提示を受けて確認することになります。

マネロン防止が目的

取引時確認は、犯罪等によって得た資金の出所を分からないようにするマネー・ローディング（マネロン）等の防止のため「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（犯収法）が改正されたことから、2013年4月より対応が求められています。

Point

マネロン等防止のため、取引相手を確認する対応をいう

取

引時確認では、本人確認書類による本人確認を行います。形式的な本人確認では意味がありません。そのため個人のお客様の場合には、不正な成りすまし等を防ぐため、顔写真ありの本人確認書類を提示してもらい、氏名・住所・生年月日を確認します。

「顔写真あり」運転免許証」と捉えられがちですが、住民基本台帳カード・パスポート・宅地建物取引士証・官公署職員身分証明書等にも顔写真が含まれています。

追加の確認を行うことも

一方で、現行の犯収法では、健康保険証・年金手帳・障害者手帳等顔写真がない一

部の本人確認書類も、運転免許証等と同じように本人確認書類として有効としています（2016年10月以降は取扱いが変わる）、顔写真のない本人確認書類では、どうしても成りすましの危険を排除し切れません。

このため金融機関の中には犯収法以上に厳しいルールを作り、顔写真がない本人確認書類が提示された場合、取引関係文書をお客様の住居に宛てて転送不要郵便物等として送付し、正しく到達したことをもって確認する方法をとっているところもあります。

Point

顔写真がないと郵送等による追加確認が必要となる場合もある